

令和3年2月16日

在学生の皆様

学生担当副学長

佐藤 忍

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う卒業・修了旅行等の自粛について

皆さんもご存じのとおり、現在、茨城県には独自の緊急事態宣言が発令されており、「不要不急の外出」や「都道府県間の移動」、「緊急事態宣言対象地域」をはじめ「リスクのある場所への出入り」について自粛が求められています。

例年は、春季休業が始まる2月中旬から3月にかけては卒業旅行等に出かける時期であり、皆さんの中にも予定されている方がいると思いますが、本人が感染に気付かず活発に移動することにより感染を広げている実情があること、また、4月からの新生活に支障が出ることをないよう、卒業旅行等については、自粛されますようお願いいたします。

また、採用内定先等から別途自粛要請が出されている場合には、その指示に従って行動するよう併せてお願いいたします。

加えて、緊急事態宣言が解除された後であっても、卒業旅行等については、時と場所を分散する等の「分散型旅行」を検討するなど、なるべく混雑しない平日に少人数での行動を心掛け、感染拡大防止に努めてください。